

奨学資金貸付・就学援助の希望者を募集

町は、奨学資金貸付制度と就学援助制度の2025年度希望者を募集しています。制度の詳細については、町ホームページをご確認ください。

奨学資金貸付制度

【対象者】

- ・ 次の全ての要件を満たす人
- ・ 町内に住所を有している人
- ・ 高等学校以上（専修学校、産業技術短期大学、農業大学校なども含む）に在学している人
- ・ 経済的理由により就学が困難な状況にある人
- ・ 学習成績が優秀であり、かつ就学に耐えうる健康状態である人



制度詳細は町ホームページで確認を

【貸付月額（上限）】

- 1万5千円～3万5千円以内
- ※高等学校や大学、公立、私立などによって月額限度額が異なります。

【申込期限】

- 5月8日（木）
- ※学力や経済状況などを審査の上、6月中旬までに貸付対象者を決定します。

【利子】

- 無利子

【償還方法】

- 高等学校や大学などを卒業後、貸付期間の4倍の期間での均等払償還となります。
- 償還額（年額）を1、2、10回の希望回数で口座振替などにて返済していただきます（繰り上げ償還可能）。

◎学校教育課

☎ 692・6412



奨学資金貸付制度について

就学援助制度

経済的な理由で就学困難と認められる小・中学生の保護者を対象に、学用品費、修学旅行費などを援助します。

援助を希望される保護者の申請に基づいて、ご家族の状況、学校長の意見を判断して栗石町教育委員会が認定します。

なお、新入学児童生徒学用品費などの入学前支給を申請し認定を受けた人も、この制度を希望する場合は手続きが必要です。

【援助を受けられる世帯】

- ①生活保護を受けているご家庭
 - ②次のいずれかに該当するご家庭
 - ・ 年度内に生活保護の停止または廃止を受けたご家庭
 - ・ 生活保護世帯の収入基準の1・3倍未満の収入のご家庭
- ※同基準は、4月以降に決定となり、また世帯の人数、年齢構成などによって異なること

【申請方法】

生活保護を受けているご家庭は手続き不要です。

その他のご家庭は、お子さんの在学する小学校または中学校で手続きを行ってください。新年度より小学校に入学される新入生は、入学先の小学校で手続きをお願いいたします。

◎お子さんが通学している学校（新入生は入学先の学校）または学校教育課 ☎ 692・6485



就学援助制度について



周知

地域を支える「まちづくりリーダー」になりませんか

岩手大学は、環境問題や地域防災活動の重要性を地域・学校・職場などへ伝え、そこでの活動を牽引するリーダーを育成するため、地域を支える「まちづくりリーダー」育成プログラムを開講します。

【開講期間】5月31日～11月15日、全18回（期間中の土曜日開講）
※変更の可能性があります。

【対象】環境問題や地域防災に関心があり、実践的な活動を牽引するリーダーとして活躍したい18歳以上の人

【定員】20人

【受講料】20,000円

【募集期間】4月7日（月）～5月23日（金）

※先着順、定員になり次第締め切ります。

【申込方法】地域を支える「まちづくりリーダー」育成プログラムホームページからお申し込みください。



▲詳しくはこちら

📍岩手大学工学部リーダー育成プログラム事務局 ☎621-6447

📧selsec@iwate-u.ac.jp

周知

林業退職金共済制度をご利用ください

林業退職金共済制度（以下、林退共）は、事業主の人たちが従事者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従業者が林業界を辞めたときに林退共から退職金を支払うという国が作った退職金制度です。

【制度の特徴】

- ・掛け金は税法上において、法人では損金、個人企業では必要経費となります。
- ・掛け金の一部を国が免除します。
- ・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

【事業主の皆さんへ】

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。
- ・共済手帳を所持している従業者が林業界を引退するときは忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

【労働者の皆さんへ】

- ・事業所が変わるときは共済手帳を忘れずに受け取りましょう。
- ・林業界を引退するときは、忘れずに退職金請求をしましょう。
- ・以前に林退共制度に加入していた人で退職金請求手続きをしたお心当たりのない人は、退職金を受け取っていない可能性があります。お問い合わせください。

📍独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部（東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル）
☎03-6731-2889
FAX 03-6731-2890



▲詳しくはこちら

雫石町公式 SNS

町の旬な話題を発信中！
虹の似合うまち雫石町



エックス



インスタグラム



フェイスブック



難病の対象者は福祉課へ 障害福祉サービスをご利用ください

4月1日より、障害福祉サービスの対象となる難病7疾病が追加されます。

難病の人は、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちでなくても、ホームヘルプや就労継続支援などの必要と認められた障害福祉サービスを受けることができます。

【対象者】

対象疾患（348疾病）による障がいをお持ちの人

※対象疾病の一覧は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

右下の二次元コードより、ご確認ください。

【手続き】

障害福祉サービスの利用を希望する場合は、対象疾病に罹患していることが分かる証明書（診断書など）をお持ちの上、役場福祉課へご相談ください。

📍福祉課

☎692-6473



▲詳しくはこちら

追加される7疾病

- ・LMNB 1 関連大脳白質脳症
- ・PURA 関連神経発達異常症
- ・極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
- ・乳児発症STING 関連血管炎
- ・原発性肝外門脈閉塞症
- ・出血性線溶異常症
- ・ロウ症候群



ふるさとの 山を守ろう 火の手から

「山火事防止」に努めましょう！

県は、3月1日から5月31日までを山火事防止運動月間と定め、山火事に対する注意を呼びかけています。

山火事の多くは、たき火や野焼きなどからの延焼による人為的原因で発生しています。

昨年は県内で33件の山火事が発生し、その多くが4～5月に発生しています。また、今年は県内で大規模な山火事が発生し、人的被害も発生しています。

春は空気の乾燥や強風など、火が燃え広がりやすい状況となり、山火事が発生しやすい時期です。山火事はちょっとした心掛けで防げます。次のことに注意し、山火事防止に努め、森林資源を守りましょう。

📍農林課 ☎692-6495、防災課 ☎692-6410

山火事防止のためにできること

- ・強風時や乾燥時には、たき火、野焼き、火入れ*をしない
- ・燃え広がりやすい枯れ草などのある場所でたき火、野焼きをしない
- ・たき火や野焼きの場所から離れない。離れるときは完全に消火する
- ・たき火や野焼きは一人で行わず、水などの消火手段を準備する
- ・たき火、野焼き、火入れ*をするときは、消防署に届け出る
- ・火入れ*を行う際は、市町村長の許可を必ず得る
- ・喫煙の吸い殻は必ず消し、ポイ捨てせず必ず持ち帰る
- ・火遊びはしない

※森林の周囲1kmの範囲内での「寄せ焼き」や「筋焼き」による野焼きは火入れとみなされます。



周知

国民年金保険料 2025年度は月額 17,510円

2025年4月から1年間の国民年金保険料は、月額17,510円となります。

毎月の保険料は、日本年金機構から毎年4月上旬に送られてくる1年分の「納付書」によって、翌月の末日までに金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアで納めます。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

《お得な前納割引制度》

保険料は、当月末振替による「早割(60円割引)」、2年分・1年分・6カ月分など、定められた月数分をまとめて納めることにより割引となる「前納制度」があります。口座振替・クレジットカードでの納付は、割引額がさらに大きくなります。

【注意】

2年分・1年分・6カ月分（4月分～9月分）の口座振替前納の申

し込みは2月末で終了しました。10月分～3月分の口座振替前納の申し込み期限は8月末です。
📍盛岡年金事務所 ☎623-6211、町民課 ☎692-6478

周知

春の全国交通安全運動

4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

歩行者優先の意識を持ち、ゆとりを持った運転を心がけましょう。

●春の全国交通安全運動重点項目

- ・子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ・歩行者優先意識の徹底とながら運転などの根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ・自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

📍防災課 ☎692-6410

周知

4月18日は 「ヨイ歯デーテレホン相談」

岩手県保険医協会は、歯や口の中の健康に関する無料電話相談を実施します。

お悩みがありましたら、ぜひこの機会にご相談ください。

【実施日】4月18日（金）

【受付時間】10時～19時

【回答時間】19時以降

※受付時間に相談を受け付けた後、折り返し協会歯科医師より相談者にお電話します。

【相談料】無料（ただし、相談受付時の通話料は相談者負担となります）

【電話番号】 ☎651-7341（保険医協会ヨイ歯デーテレホン相談係）

📍岩手県保険医協会歯科部会（盛岡市盛岡駅前15-19 フコク生命ビル8階）

☎651-7341

FAX 651-7374



健康センターだより

問 健康推進課 ☎ 692-2227 FAX 692-0308

令和7年度のがん検診が始まります

職場などで検診を受ける機会がない人は、町の検診を受けて健康管理に努めましょう。

4月に「令和7年度各種検診申し込み調査票」を世帯配布します。調査票が届いた世帯は、必ず調査票に記入のうえ、返信用封筒に入れて**4月18日(金)**までに投函してください。

【検診対象年齢と検診名】

- 40歳以上
結核検診・肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診
- 40歳以上で偶数年齢の女性

乳がん検診*

- 20歳以上で偶数年齢の女性
子宮頸がん検診*
- ※令和6年度検診を受けられなかった奇数年齢の女性も対象です。

- 35、40、45、50、55、60歳

節目総合健康診査

- 35歳以上

腹部超音波検診

- 50～74歳の男性

前立腺がん検診

- ※年齢基準日は2026年3月31日



心と体のメンテナンスを

3月・4月は卒業や就職、引っ越しなどで環境が変わる人が多い時期です。生活環境の変化などで気づかないうちにストレスを抱えてみすぎると、心身の不調につながる可能性があります。

ストレスをため込みすぎないよう、**ストレッチで体をほぐしたり、ゆっくり深呼吸**するなどして、ストレスと上手に付き合いたしましょう。



自立支援医療（精神通院医療）について

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患で通院治療が必要な人が、医療費の自己負担額を原則1割負担へと減額できる制度です。受給申請は健康推進課で受け付けています。

【対象者】

精神障がい（てんかんを含む）により、通院による治療を続ける必要がある人

【手続きに必要なもの】

- ①診断書(更新の場合は2年に1度)
- ②被保険者証または資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか
- ③生活保護受給者は直近の決定通知書
- ④障害年金受給者は年金証書の写し、または年金振込通知書の写し
- ⑤マイナンバーカードまたは通知カード

4月の乳幼児健診、各種相談

会場▶保：保健センター
健：健康センター

| 実施日 | 内容 | 対象者 | 受付時間 | 会場 |
|-----------------|---------|------------------------------|------------|----|
| 11日(金) | 乳幼児健康診査 | 3～4カ月、9～10カ月、1歳児 | 正午～13時15分 | 保 |
| 11日(金) | 赤ちゃん相談 | 1歳までのお子さん | 14時～15時 | 保 |
| 15日(火) | 心の健康相談 | 心に悩みがある人(要予約) | 14時～17時30分 | 健 |
| 18日(金) | ことばの相談 | ことばについて心配や相談がある就学前のお子さん(要予約) | 10時～ | 保 |
| 毎週木曜日 ※3日を除く | 話っこするべ | 思いや悩みを聞いてもらいたい人 | 10時～正午 | 保 |

※乳幼児健診の対象▶3～4カ月児：2024年12月生まれ、9～10カ月児：2024年6月生まれ、1歳児：2024年4月生まれ

※乳幼児健診などの母子健康手帳・問診票の受け付けは、保健センターで正午から行います。また、問診は13時から行います。感染予防のため健診会場におもちゃはありませんので、必要な人はご持参ください。

霽石診療所 4月のご案内

問い合わせ先☎ 692-3155

◆◆◆ 外来診療 ◆◆◆

受付時間▶ 8時30分～11時30分
13時30分～16時30分

- 診療は内科のみです。
- 夜間・休診日の場合、当診療所を受診している患者さまについてはお問い合わせください。
- ※患者さまの体調、その他やむを得ない理由により、面会を制限させていただく場合があります。
- 土曜日の診察がある場合は、午前中のみ診察です。
- 担当医は予告なく変更となる場合があります。

| 日にち | 午前 | 午後 |
|--------|----------|----------|
| 1 (火) | 七海・岩崎・増田 | 岩崎・増田 |
| 2 (水) | 七海・岩崎・増田 | 七海・岩崎・増田 |
| 3 (木) | 七海 | 七海 |
| 4 (金) | 七海・岩崎 | 岩崎 |
| 6 (日) | 休日当番医 | |
| 7 (月) | 七海・岩崎 | 七海・岩崎 |
| 8 (火) | 七海・岩崎・増田 | 藤沢・増田 |
| 9 (水) | 七海・岩崎・増田 | 七海・岩崎・増田 |
| 10 (木) | 七海 | 七海 |
| 11 (金) | 七海・岩崎 | 岩崎 |
| 14 (月) | 七海・岩崎 | 七海・岩崎 |
| 15 (火) | 七海・岩崎・増田 | 藤沢・増田 |
| 16 (水) | 七海・岩崎・増田 | 七海・岩崎・増田 |
| 17 (木) | 七海 | 七海 |
| 18 (金) | 七海・岩崎 | 岩崎 |
| 21 (月) | 七海・岩崎 | 七海・岩崎 |
| 22 (火) | 七海・岩崎・増田 | 岩崎・増田 |
| 23 (水) | 七海・岩崎・増田 | 七海・岩崎・増田 |
| 24 (木) | 七海 | 七海 |
| 25 (金) | 七海・岩崎 | 岩崎 |
| 26 (土) | 土曜診療 | |
| 28 (月) | 七海・岩崎 | 七海・岩崎 |
| 30 (水) | 七海・岩崎・増田 | 七海・岩崎・増田 |